

21 庁房第 6037 号
平成 21 年 5 月 22 日

関係団体各位

文化庁次長
高塩至



著作権法施行令等の一部改正について（通知）

著作権法施行令の一部を改正する政令が平成 21 年 5 月 15 日に政令第 137 号として、また同日、著作権法施行規則の一部を改正する省令が文部科学省令第 24 号としてそれぞれ公布され、本日より施行されました。

著作権法第 30 条第 2 項により、私的使用のためのデジタル録音録画について著作権者等は補償金を受ける権利を有しております。この制度の対象となるデジタル方式の録音録画機器及び記録媒体は政令で指定されることとなっておりますが、今回の政令改正は、当該制度の対象としてブルーレイ・ディスク（Blu-ray Disc）規格による録画機器及び記録媒体を指定するものであります。

改正の内容及び留意事項は以下のとおりですので、御承知いただきますようお願いします。

記

1. 改正の内容

特定機器として第 1 条第 2 項第 4 号（及びその委任を受けた著作権法施行規則第 1 条の 2 を含む。）においてブルーレイ・ディスク規格による録画機器を指定したこと。また、これに伴い、第 1 条の 2 第 2 項の規定により、特定記録媒体としてブルーレイ・ディスク規格による録画機器による録画に用いられる光ディスクが対象となったこと。

経過措置として、今回の政令改正により新たに特定機器及び特定記録媒体の対象となる録画機器又は記録媒体であって小売に供された後の最初の購入が政令の施行前になされたものについては、改正規定は適用せず、補償金の支払い対象とはしないこと。

2. 留意事項

今回の政令は、平成 20 年 6 月 17 日付で発表した文部科学省及び経済産業省（以下「両省」という。）の合意「ダビング 10 の早期実施に向けた環境整備について」（以下「両省合意」という。）に基づいて制定されたものである。

私的録音録画補償金制度（以下「補償金制度」という。）については、平成18年1月の文化審議会著作権分科会報告書において、制度上あるいは運用上の問題や制度の前提となっている状況の変化等を踏まえ、「私的録音・録画についての抜本的な見直し及び補償金制度に関してもその廃止や骨組みの見直し、更には他の措置の導入も視野に入れ、抜本的な検討を行うべきである」とされ、同分科会に新設された私的録音録画小委員会において検討が行われてきた。

しかしながら、両省合意が行われた平成20年6月時点においては、同小委員会における無料デジタル放送の録画に係る著作権保護技術と補償の必要性に関する関係者間の意見の隔たりが大きく、両省は、関係者が包括的な合意に至ることが短期間で実現できる状況にはないと認識した。

なお、関係者の意見を、同小委員会中間整理（平成19年10月公表）を踏まえ整理すると、例えば、権利者の立場に立つ委員の意見は、著作権保護技術によって通常の利用者が必要とする第30条の範囲内の録音録画ができるのであれば補償の必要性はあるとするものである。一方、録音録画機器等のメーカーの立場に立つ委員の意見は、権利者は提供された著作物等がどのような範囲で録音録画されるかを承知の上（著作権保護技術の内容により想定される）で提供しているので重大な経済的不利益はなく補償の必要性はないとするものである。

一方、無料デジタル放送のコピー制御ルールである、いわゆるダビング10は、平成20年6月2日の開始が予定されていたが、関係者のコンセンサスが得られず、開始予定日が延期されることとなった。

こうした中で、両省は、ダビング10の早期実施のための環境整備の一環として、暫定的な措置としてブルーレイ・ディスクに係る専用機器及び専用記録媒体（以下「ブルーレイ・ディスク」という。）を政令に追加することに合意した。これは、平成20年6月当時に製造・出荷されていたブルーレイ・ディスクレコーダーがアナログチューナーを搭載しておりアナログ放送のデジタル録画が可能であったため、ブルーレイ・ディスクを政令に追加したとしても、関係者の意見の相違が顕在化することなく、また、文化審議会著作権分科会の審議事項に抵触することもない、との認識に基づくものである。

もとより、アナログチューナーを搭載していないレコーダー等が出荷される場合、及びアナログ放送が終了する平成23年7月24日以降においては、関係者の意見の相違が顕在化し、私的録画補償金の支払の請求及びその受領に関する製造業者等の協力が十分に得られなくなるおそれがある。両省は、このような現行の補償金制度が有する課題を十分に認識しており、今回の政令の制定に当たっても、今後、関係者の意見の相違が顕在化する場合には、その取扱について検討し、政令の見直しを含む必要な措置を適切に講ずることとしている。

政令第百三十七号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十条第二項（同法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

四　光学的方法（波長が四百五ナノメートルのレーザー光を用いることその他の文部科学省令で定める基準に従うものに限る。）により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいづれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直径が百二十分ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・一ミリメートルのものに限る。）であつて前号ロに該当するものに連続して固定する機能を有する機器

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成二十一年五月二十二日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の著作権法施行令（以下「新令」という。）第一条第二項又は第一条の二第二項の規定は、新令第一条第二項（第四号に係る部分に限る。）に規定する機器又は当該機器によるデジタル方式の録画（デジタル方式の録音及び録画を含む。）の用に供される同号に規定する光ディスクであつて、この政令の施行前の購入（小売に供された後の最初の購入に限る。）に係るものについては、適用しない。

理由

私的録音録画補償金に係る特定機器として、光学的方法によるデジタル方式の録画の機能を有する機器であつて波長が四百五ナノメートルのレーザー光を用いることその他の基準に該当するものを追加する等の必要があるからである。

著作権法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（特定機器）	（特定機器）	（特定機器）
第一条　（略）	第一条　（略）	第一条　（略）
法第三十条第二項の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする。	法第三十条第二項の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする。	法第三十条第二項の政令で定める機器のうち録画の機能を有するものは、次に掲げる機器（ビデオカメラとしての機能を併せ有するものを除く。）であつて主として録画の用に供するもの（デジタル方式の録音の機能を併せ有するものを含む。）とする。
一・二　（略）	一・二　（略）	一・二　（略）
三　光学的方法により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直径が百二十ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・六ミリメートルのものに限る。）であつて次のいずれか一に該当するものに連続して固定する機能を有する機器	三　光学的方法により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直径が百二十ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・六ミリメートルのものに限る。）であつて次のいずれか一に該当するものに連続して固定する機能を有する機器	三　光学的方法により、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直径が百二十ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・六ミリメートルのものに限る。）であつて次のいずれか一に該当するものに連続して固定する機能を有する機器
イ　記録層の渦巻状の溝がうねつておらず、かつ、連続しているもの	イ　記録層の渦巻状の溝がうねつておらず、かつ、連続しているもの	イ　記録層の渦巻状の溝がうねつており、かつ、連続しているもの
ロ　記録層の渦巻状の溝がうねつており、かつ、連続しているもの	ロ　記録層の渦巻状の溝がうねつており、かつ、連続しているもの	ロ　記録層の渦巻状の溝がうねつており、かつ、連続しているもの

ハ 記録層の渦巻状の溝がうねつており、かつ、連続していないもの

四 光学的方法（波長が四百五ナノメートルのレーザー光を用いることその他の文部科学省令で定める基準に従うものに限る。）に

より、特定の標本化周波数でアナログデジタル変換が行われた影像又はいずれの標本化周波数によるものであるかを問わずアナログデジタル変換が行われた影像を、直徑が百二十ミリメートルの光ディスク（レーザー光が照射される面から記録層までの距離が〇・一ミリメートルのものに限る。）であつて前号ロに該当するものに連続して固定する機能を有する機器

ハ 記録層の渦巻状の溝がうねつしており、かつ、連続していないもの
(新設)

○文部科学省令第二十四号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第一条第二項第四号の規定に基づき、著作権法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年五月十五日

文部科学大臣 塩谷 立

著作権法施行規則の一部を改正する省令

著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第一条）」を「及び影像の固定に用いる光学的方法に係る基準（第一条・第一条の二）」に、「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章 音の信号に係る接続の方法及び影像の固定に用いる光学的方法に係る基準

第一条中「昭和四十五年政令第三百三十五号。」を削り、「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第一条の二を第一条の三とする。

第一章中第一条の次に次の二条を加える。

(影像の固定に用いる光学的方法に係る基準)

第一条の二 令第一條第二項第四号の文部科学省令で定める基準は、標準的な室内環境において、波長が四百五ナノメートルのレーザー光を開口数が〇・八五の対物レンズを通して照射することとする。

附則第四項中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

附 則

この省令は、平成二十一年五月二十二日から施行する。

著作権法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○著作権法施行規則（昭和四十五年文部省令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 音の信号に係る接続の方法及び影像の固定に用いる光学的方法 に係る基準（第一条・第一条の二）	第一章 音の信号に係る接続の方法（第一条）
第一章の二 司書に相当する職員（第一条の三・第二条）	第一章の二 司書に相当する職員（第一条の二・第二条）
第二章～第七章 （略）	第二章～第七章 （略）
附則	附則
第一章 音の信号に係る接続の方法及び影像の固定に用いる光学的 方法に係る基準	第一章 音の信号に係る接続の方法
（他の機器との間の音の信号に係る接続の方法）	（他の機器との間の音の信号に係る接続の方法）
第一条 著作権法施行令（以下「令」という。）第一条第一項の文部科学省令で定める他の機器との間の音の信号に係る接続の方法は、国際電気標準会議が放送局スタジオ用として定める音のデジタル信号の伝送方式によるものとする。	第一条 著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号。以下「令」という。）第一条の文部科学省令で定める他の機器との間の音の信号に係る接続の方法は、国際電気標準会議が放送局スタジオ用として定める音のデジタル信号の伝送方式によるものとする。
（影像の固定に用いる光学的方法に係る基準）	（新設）
第一条の二 令第一条第二項第四号の文部科学省令で定める基準は、標準的な室内環境において、波長が四百五ナノメートルのレーザー光を開口数が〇・八五の対物レンズを通して照射することとする。	

第一章の二 司書に相当する職員

第一章の二 司書に相当する職員

(司書に相当する職員)

第一条の三 令第一条の三第一項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務（以下「図書館事務」という。）に従事するものとする。

一・五 (略)

附 則
1・3 (略)

4 第一条の三第四号及び前項第一号の大学には旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校並びにこれらの学校に準ずる学校として文化庁長官が定めるものを、第一条の三第五号及び前項第二号の高等学校には旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科及び青年学校本科並びにこれらの学校に準ずる学校として文化庁長官が定めるものを、それぞれ含むものとする。

5・6 (略)

(司書に相当する職員)

第一条の二 令第一条の三第一項の文部科学省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者で本務として図書館の専門的事務又はこれに相当する事務（以下「図書館事務」という。）に従事するものとする。

一・五 (略)

附 則
1・3 (略)

4 第一条の二第四号及び前項第一号の大学には旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校並びにこれらの学校に準ずる学校として文化庁長官が定めるものを、第一条の二第五号及び前項第二号の高等学校には旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科及び青年学校本科並びにこれらの学校に準ずる学校として文化庁長官が定めるものを、それぞれ含むものとする。

5・6 (略)